

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 157 号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例（平成21年3月31日京都市条例第 88 号）の施行期日は、平成21年5月1日とする。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)